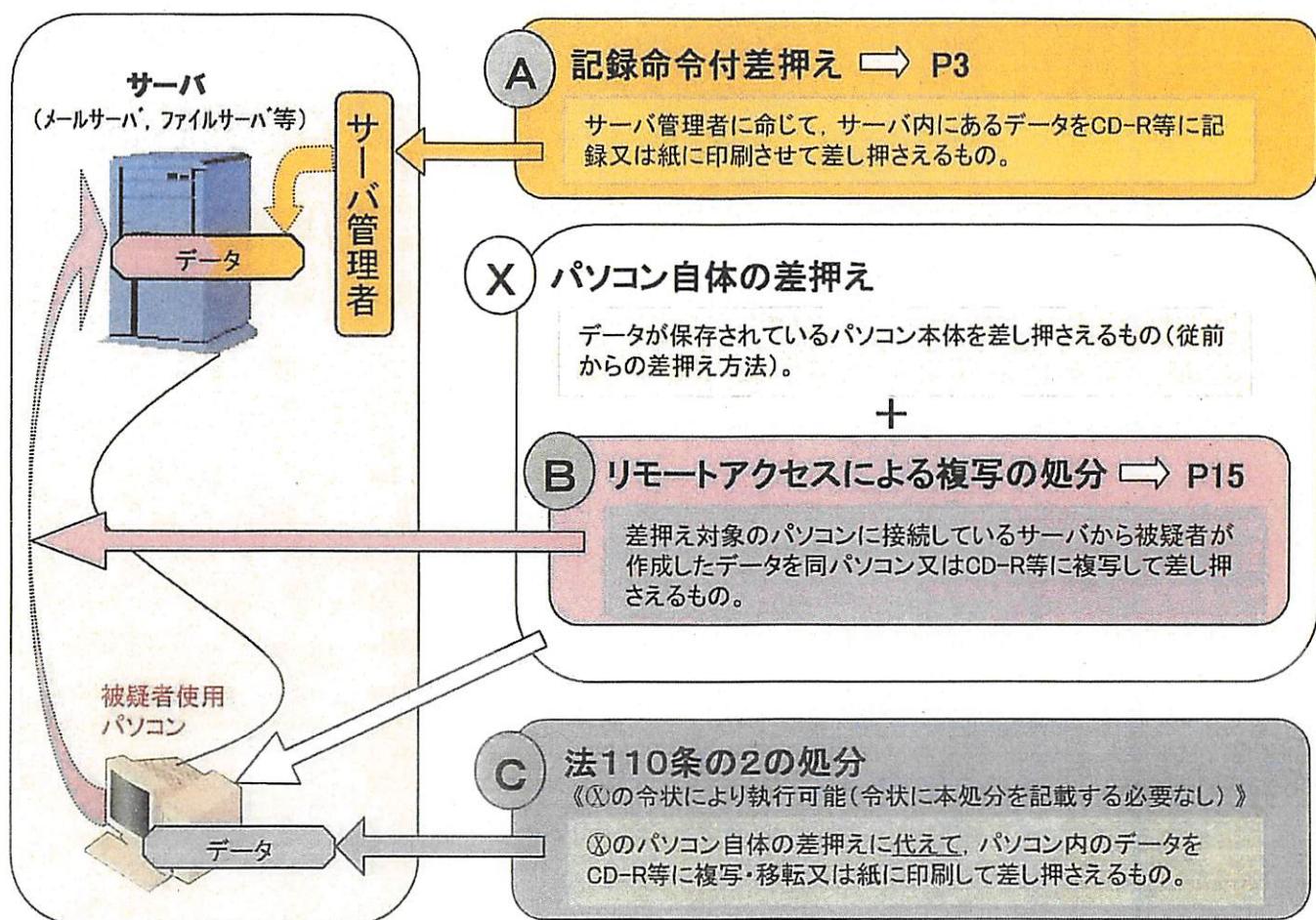


新たな証拠収集方法のイメージ



Ⓐの令状

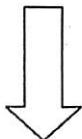
記録命令付差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	年月日生
被疑者に対する について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
記録させ又は印刷さ せるべき電磁的記録	この欄には、記録命令の対象とする電 磁的記録(本図ではサーバ内のデータ)を記載する。
電磁的記録を記録させ 又は印刷させるべき者	この欄には、電磁的記録の保管者 等(本図ではサーバ管理者)を記載する。
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手するこ ができる。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直 ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

Ⓑの処分

検索差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	年月日生
被疑者に対する について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。	
検索すべき場所、 身体又は物	
差し押さるべき物	
差し押さるべき電子 計算機に電気通信回 線で接続している記 録媒体であって、そ の電磁的記録を複写 すべきものの範囲	この欄には、リモートアクセスによる 複写処分の対象とする記録媒体の 範囲(本図ではサーバのうち、被 疑者が作成したデータを保存して いる記録領域)を記載する。
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により検索又は差押えに着手するこ ができる。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直 ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

令状処理の流れ (記録命令付差押え)

請求



請求書の形式的事項等の確認 P5

- 請求書の形式的記載事項(規155 I)の確認
(□が固有の記載事項(規155 I ①))
- 疎明資料の確認

立件



立件・令状請求事件簿への登載 P6

- 請求書への受付日付の表示
- 令状請求事件簿への登載
- 請求書への事件の符号及び番号の記載等

【令状請求書イメージ】

記録命令付差押許可状請求書	
裁判所	年月日
裁判官 殿	受付印
警察署	印
司法警察員	
下記被疑者に対する 記録命令付差押許可状の発付を請求する。	
記	
1 被疑者の氏名	年月日生(歳)
2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	
3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
5 発出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
6 犯罪事実の要旨	

審査



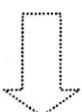
裁判官の審査 P7

- 令状の要件の審査

【令状請求事件簿】

	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	信考
(省略)	○○○○	○○	○○	発付		

発付



令状作成・点検・発付 P9

- 令状記載事項の審査
(□が固有の記載事項(法219 I))
- 裁判官の押印・契印・庁印の確認
- 令状請求事件簿への結果記載
- 令状交付及び請求書等返還
(事件簿に令状受領者の受領印を受ける。)

【令状イメージ】

記録命令付差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	年月日生
被疑者に対する について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
記録させ又は印刷させ るべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ 又は印刷させるべき者	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間満過後日、この令状により記録命令付差押えに着手することができ ない、この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこ れを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日	裁判所 裁判官
請求者の官公職氏名	

(令状が執行されなかった場合)

返還令状の受領

返還

- 返還令状への受付日付印の表示

- 令状請求事件簿への返還日等の記入
(各庁の取り決めに従い記載する。)

令状処理の流れ
(電気通信回線で接続している記録媒体からの電磁的記録の複写の処分(リモートアクセスによる複写の処分)を伴う差押え)

請求

請求書の形式的事項等の確認 P17

- 請求書の形式的記載事項(規155Ⅰ)の確認
(□が固有の記載事項(規155Ⅰ⑥))
- 疎明資料の確認

立件

立件・令状請求事件簿への登載 P18

- 請求書への受付日付の表示
- 令状請求事件簿への登載
- 請求書への事件の符号及び番号の記載等

審査

裁判官の審査 P19

- 令状の要件の審査

発付

令状作成・点検・発付 P25

- 令状記載事項の審査
(□が固有の記載事項(法219Ⅱ))
- 裁判官の押印・契印・庁印の確認
- 令状請求事件簿への結果記載
※複写の処分の結果記載は不要
- 令状交付及び請求書等返還
(事件簿に令状受領者の受領印を受ける。)

(令状が執行されなかった場合)

(返還)

返還令状の受領

- 返還令状への受付日付印の表示
- 令状請求事件簿への返還日等の記入
(各庁の取り決めに従い記載する。)

【令状請求書イメージ】

差 押 え 付 印	押 え 付 印	許可状請求書
年 月 日		
裁判所 裁判官 殿		
警察署 司法警察員		
下記被疑者に対する 許可状の発付を請求する。		
記		
1 被疑者の氏名 年 月 日生 (聲)		
2 差し押さえるべき物		
3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物		
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由		
5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲		
6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由		
7 犯罪事実の要旨		

【令状請求事件簿】

	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
	(省略)	○○○○	○○	○○	発付	

【令状イメージ】

検索 差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢 年 月 日生	
被疑者に対する について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。	
検索すべき場所、 身体又は物	
差し押さえるべき物	
差し押さえるべき電子 計算機に電気通信回 線で接続している記 録媒体であって、そ の電磁的記録を複写 すべきものの範囲	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により検索又は差押えに着手することができない、この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判官	
請求者の官公職氏名	